

佐賀市公告第150号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び第167条の10の2第6項並びに佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第84条の規定により、令和8年8月3日以後に佐賀市が発注する建設工事の総合評価落札方式特別簡易型による条件付一般競争入札（電子入札システムによるものに限り、特定建設工事共同企業体を要件とするものを除く。）を執行する際に共通して必要となる事項について次のように公告する。

なお、佐賀市が発注する建設工事の総合評価落札方式特別簡易型による条件付一般競争入札に係る公告（令和7年佐賀市公告第24号）は、令和8年8月2日をもって廃止する。ただし、同日以前に佐賀市が発注した建設工事の総合評価落札方式特別簡易型による条件付一般競争入札については、なおその効力を有する。

令和8年8月3日

佐賀市長 坂 井 英 隆

1 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 佐賀市競争入札参加資格審査要領（令和5年4月1日施行）第6条に規定する有資格者名簿に登載されている者であって、案件ごとに定める入札参加に必要な条件を全て満たすものであること。

イ 案件ごとに定める入札参加に必要な建設工事の種類に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了していないこと。

ウ 同一の案件に係る他の入札参加申請者と次に掲げる一定の資本関係又は人的関係のある者でないこと。

(ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

(ウ) 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、aからeまでに掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

a 株式会社の取締役。ただし、次の(a)から(d)までに掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないとされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者
- (オ) (ア)から(エ)までに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる者
- エ 案件ごとに行う条件付一般競争入札の公告の日から開札の日までの間のいずれの日においても、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）を受けていないこと。
 - (ア) 佐賀市（佐賀市上下水道局を含む。（イ）において同じ。）による指名停止等の措置
 - (イ) 佐賀県内の他の地方公共団体による指名停止等の措置（佐賀市による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については、佐賀市による当該指名停止等の措置の開始日以後の措置を除く。）
- オ 開札を行う日前3か月の間において、佐賀市工事成績評定要領（令和8年4月1日施行）第4条に規定する工事に係る評定の結果、評定点が70点未満であるとして同要領第6条の規定により通知を受けた者でないこと。
- カ 開札を行う日前3か月の間において、佐賀市上下水道局工事成績評定要領（令和8年4月1日施行）第4条に規定する工事に係る評定の結果、評定点が70点未満であるとして同要領第6条の規定により通知を受けた者でないこと。
- (2) 入札に参加する者は、入札参加申請を行わなければならない。
- (3) 佐賀市は、(2)の入札参加申請を行った者が(1)に掲げる要件を全て満たすと認めたときは、当該申請を行った者に対し、その旨を通知するものとする。
- (4) (3)の通知を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）が、当該申請を行

った後、(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、その者は、入札に参加できない。

2 入札参加申請及び入札の方法

電子入札システムにより行うこと。

3 工事費内訳明細書の提出

入札に参加する者は、入札と同時に当該入札に係る工事費内訳明細書を電子入札システムにより提出しなければならない。

4 入札保証金

免除

5 契約保証金

契約保証金の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 一般競争入札に係る低入札価格調査実施要領（令和元年7月3日施行）に規定する低入札調査基準価格に満たない価格により入札を行った者（以下「低入札調査対象入札者」という。）と契約を締結する場合 契約金額の100分の20以上の金額

(2) 低入札調査対象入札者以外の者と契約を締結する場合 契約金額の100分の10以上の金額

6 低入札調査対象入札者

(1) 低入札調査対象入札者は、一般競争入札に係る低入札価格調査実施要領に規定する調査に協力しなければならない。なお、調査に協力しなかった場合には、指名停止等の措置を講じるものとする。

(2) 低入札調査対象入札者と契約を締結する場合は、監督及び検査の強化、工事完了後の実績確認等を実施する。

7 同日落札制限

同日に開札する同一の建設工事の種類を要件とする複数の一般競争入札（案件が災害復旧工事であるものを除く。）において、先に開札する案件を落札した者（特定建設工事共同企業体が落札した案件にあっては、当該共同企業体の構成員を含む。以下同じ。）は、後に開札する案件の落札者に決定しない。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

(1) 当該入札に係る入札参加資格者でない者

(2) 当該入札を行った後、開札の時までに1(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった者

(3) 当該入札について不正行為を行った者

(4) 当該入札に係る工事名とは異なる工事名を記入した工事費内訳明細書を提出した者

- (5) 工事費内訳明細書の積算価格と入札書の入札金額との差が1万円以上ある者
- (6) 入札金額について、誤脱又は判読不可能な記載をした者
- (7) 1人で2以上の入札を行った者
- (8) 同日に開札する同一の建設工事の種類を要件とする複数の一般競争入札（案件が災害復旧工事であるものを除く。）において、先に開札する案件を落札した者

9 落札者の決定の取消し

落札者に決定した時から契約締結の時までの間に、落札者が次に掲げる措置要件に該当するとき、又は当該措置要件に基づき、佐賀市から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、佐賀市は、一切の損害賠償の責を負わない。

- (1) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（令和8年4月1日施行）に規定する贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る措置要件
- (2) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に規定する暴力団との関係に係る措置要件

10 仮契約の解除

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年佐賀市条例第62号）第2条に規定する契約については、仮契約締結の時から本契約締結の時までの間に、落札者が9(1)若しくは(2)に該当するとき、又は当該措置要件に基づき、佐賀市から指名停止措置を受けたときは、仮契約を解除するものとする。この場合において、佐賀市は、一切の損害賠償の責を負わない。

11 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、入札参加申請、入札及び落札者の決定方法等の事務手続並びに入札参加資格の欠格要件、入札の中止の条件等については、案件ごとに行う条件付一般競争入札の公告並びに佐賀市電子入札執行要領（平成28年4月1日施行）、申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領（令和5年4月1日施行）、一般競争入札に係る低入札価格調査実施要領、佐賀市建設工事総合評価落札方式（簡易型・特別簡易型）実施要領（平成29年7月7日施行）及び佐賀市建設工事等に関する入札心得（令和5年4月1日施行）の規定による。
- (2) 下請契約については、佐賀市内に本店を有している者を優先活用するよう努めること。
- (3) 建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を施工現場に配置すること。ただし、契約金額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に規定する請負代金の額（建設工事の種類が建築一式工事でない場合は4,500万円、建設工事の種類が建築一式工事の場合は9,000万円）以上の金額となる場合については、専任で配置すること（同法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。）。

- (4) 入札に係る契約を締結した者が、当該契約に係る工事の工期と重複し、かつ、当該工事の工事場所と近接している佐賀市が発注した工事を請け負っている場合で、これらの工事の現場代理人、専任を要する建設工事における主任技術者又は監理技術者の兼任を行うときは、設計変更により当該契約に係る工事の諸経費の調整を行う。
- (5) 予定価格が 5, 0 0 0 万円以上の案件は、佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱（平成 2 6 年 6 月 2 日施行）を適用する。
- (6) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に規定する契約に該当する契約については、仮契約締結後、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び同条例第 2 条の規定により佐賀市議会が議決したときに本契約として認められるものとする。